

## 第8条 (会員の権利)

正会員は、本定款に定めるものの他、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2. 特別会員、名誉会員、賛助会員については別に定める。

## 第9条 (会員の義務)

会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

2. 正会員は、入会に際し本会において定める入会金を納入しなければならない。
3. 名誉会員を除く会員は、本会において定める会費を納入しなければならない。

## 第10条 (退 会)

会員が、本会を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届けを理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

## 第11条 (資格の喪失)

会員が、次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認によりその資格を失う。

- (1) 死亡又は、解散したとき。
- (2) 禁治産又は、準禁治産の宣告を受けたとき
- (3) 出席又は会費納入の義務を履行しない場合

## 第12条 (除 名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき
  - (2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき
  - (3) その他会員として適当でないと認められたとき
2. 前項の規程により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

## 第13条 (休 会)

正会員が、やむを得ぬ事由により長期間出席できないときは、理事会の承認を得て休会することができる。

## 第14条 (会費等の不返還)

退会又は資格喪失若しくは、除名された会員が既に納入した会費、入会金及びその他の金員は、これを返還しない。

# 第3章 役 員 等

## 第15条 (種 別)

本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以上4人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 副専務理事 (理事長が必要と認めるとき)
- (5) 財務理事 1人
- (6) 理事 (前各号の役員を含む) 理事長以外10人以上20人以内
- (7) 監事 2人以上4人以内

## 第9章 雑 則

### 第45条（施行規則）

本会は、運営を円滑にするため、本定款に別に定めるものの他、理事会の議決により規則を定める。

## 附 則

本定款は平成9年4月15日より施行する。

第15条（4）（5）	平成13年 1月 1日	施行
第17条4、6項	平成13年 1月 1日	施行
第32条4項	平成13年 1月 1日	施行
第9条2、3項	平成15年11月26日	施行
第14条	平成15年11月26日	施行
第23条2項（3）（4）	平成15年11月26日	施行
第26条2項	平成15年11月26日	施行
第29条（3）	平成15年11月26日	施行
第30条2項	平成15年11月26日	施行
第37条4項	平成15年11月26日	施行
第32条1、2、3、4項	平成16年11月30日	施行
第15条（6）	平成19年 9月26日	施行